

鹿 児 島 県 公 報

平成22年 3 月 30 日（火）第2585号の19



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○駐在機関の設置（※）（2件）	（税務課取扱い）1
	（青少年男女共同参画課取扱い）1
○国立公園管理員の駐在地の一部改正（※）	（自然保護課取扱い）1
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（自然保護課取扱い）2
○駐在機関の設置（※）	（保健医療福祉課取扱い）2
○駐在機関の廃止（※）	（経営技術課取扱い）2
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（経営技術課取扱い）2
○駐在機関の設置（※）	（経営技術課取扱い）2
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（林務水産課取扱い）3
○水産普及指導員の駐在機関の設置の一部改正（※）	（林務水産課取扱い）3
○駐在機関の設置（※）（2件）	（林務水産課取扱い）3

告 示

鹿児島県告示第377号

県税関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関	鹿児島県大島支庁徳之島庁舎内	県税に関する事務	平成22年 4 月 1 日

鹿児島県告示第378号

事務職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
総務部県民生活局青少年男女共同参画課鹿児島市駐在機関	鹿児島県青少年会館内	若者の自立支援に関する事務	平成22年 4 月 1 日

鹿児島県告示第379号

昭和38年 4 月 15 日鹿児島県告示第373号（国立公園管理員の駐在地）の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日から施行する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「環境部自然保護課霧島市駐在機関」を「環境林務部自然保護課霧島市駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第380号

平成8年3月29日鹿児島県告示第588号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「環境部自然保護課屋久島町宮之浦駐在機関」を「環境林務部自然保護課屋久島町宮之浦駐在機関」に、「環境部自然保護課屋久島町安房駐在機関」を「環境林務部自然保護課屋久島町安房駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第381号

医師の駐在機関を次のとおり設置する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
保健医療福祉課伊佐市駐在機関	県立北薩病院内	診療に関する事務	平成22年4月1日
保健医療福祉課奄美市駐在機関	県立大島病院内	診療に関する事務	平成22年4月1日

鹿児島県告示第382号

平成20年3月28日鹿児島県告示第511号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、次の駐在機関は、平成22年3月31日限り廃止する。

- (1) 南薩地域振興局農林水産部農政普及課南さつま市駐在機関
- (2) 北薩地域振興局農林水産部農政普及課薩摩川内市下甕駐在機関
- (3) 始良・伊佐地域振興局農林水産部大口支所伊佐市駐在機関

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第383号

平成20年3月28日鹿児島県告示第511号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「南薩地域振興局農林水産部指宿支所指宿市駐在機関」を「南薩地域振興局農林水産部農政普及課指宿市山川岡児ヶ水駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第384号

普及指導関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成22年3月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課日置市駐在機関	鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎内	農業改良普及事業の実施に関する事務	平成22年4月1日
南薩地域振興局農林水産部農政普及課指宿市十二町駐在機関	鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎内		
北薩地域振興局農林水産部農政普及課出水市駐在機関	鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎内		

北薩地域振興局農林水産部農政普及課さつま町虎居駐在機関	鹿児島県北薩地域振興局さつま庁舎内		
北薩地域振興局農林水産部農政普及課さつま町宮之城屋地駐在機関	さつま町役場内		
始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課伊佐市駐在機関	鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎内		

鹿児島県告示第385号

昭和38年 7 月 15 日鹿児島県告示第675号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日から施行する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「林務水産部森林整備課霧島市駐在機関」を「環境林務部森林整備課霧島市駐在機関」に、「林務水産部森林整備課肝付町駐在機関」を「環境林務部森林整備課肝付町駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第386号

平成20年 3 月 28 日鹿児島県告示第526号（水産業普及指導員の駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成22年 4 月 1 日から施行する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「北薩地域振興局農林水産部出水支所薩摩川内市上甕駐在機関」を「北薩地域振興局農林水産部林務水産課薩摩川内市上甕駐在機関」に改める。

鹿児島県告示第387号

林業普及指導員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
北薩地域振興局農林水産部林務水産課出水市駐在機関	鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎内	林業普及指導に関する事務	平成22年 4 月 1 日
北薩地域振興局農林水産部林務水産課さつま町駐在機関	鹿児島県北薩地域振興局さつま庁舎内		
始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課伊佐市駐在機関	鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎内		
大隅地域振興局農林水産部林務水産課曾於市駐在機関	鹿児島県大隅地域振興局曾於庁舎内		

鹿児島県告示第388号

水産業普及指導員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
-----------	-------	---------	-----------

北薩地域振興局農林水産 部林務水産課出水市駐在 機関	鹿児島県北薩地域 振興局出水庁舎内	水産業改良普及事業 及び漁業振興事業の 実施に関する事務	平成22年4月1日
----------------------------------	----------------------	------------------------------------	-----------